

第43号議案

蒲郡市市税条例等の一部改正について

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年6月15日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第30条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の4第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第37条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「左欄の（2）」を「上欄」に、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第37条の2第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第37条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限

る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第2条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第5条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第15条の4第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けよう

とする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第28条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第29条を削る。

（蒲郡市手数料条例の一部改正）

第2条 蒲郡市手数料条例（昭和29年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和25年法律第226号）関係の手数料の表1の項中「交付（」の次に「法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含み、」を加え、同表2の項中「閲覧（」の次に「法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含み、」を加え、同表3の項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

（蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、蒲郡市市税条例第37条の2の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第28条第2項及び第37条の2の3第1項並びに附則第2条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中蒲郡市市税条例第37条の2の2の見出し及び同条第1項並びに第

37条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の4の2第1項、第16条の2第3項及び第28条の改正規定並びに同条例附則第29条を削る改正規定並びに第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中蒲郡市市税条例第30条第4項及び第6項、第34条の4第1項及び第2項並びに第37条第1項ただし書の改正規定並びに第37条第2項の改正規定（「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める部分に限る。）並びに第37条の2第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第15条の4第2項、第19条の2第4項並びに第19条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第3条（蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年蒲郡市条例第13号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第2条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）第37条の2の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第37条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の蒲郡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の蒲郡市市税条例の規定中個人の市民税

に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例附則第5条の2第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和4年1月2日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。